

下越国有林の地域別の森林計画書
第1次変更計画
(変更部分のみ)
(下越森林計画区)

計画期間 自 令和7年4月1日
至 令和17年3月31日

関東森林管理局

下越国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

1. 既に計画している箇所以外の荒廃地において、保安施設（溪間工、山腹工及びその他）を追加するとともに、林分密度が過密でありその調整が必要な保安林において、本数調整伐を行うため「実施すべき治山事業の数量」を変更する。

なお、本計画は令和8年4月1日から適用する。

【変更項目】

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
新発田市	15～17、19～22、24、46～50、52、 58～61、65、66、70～73、75、76、 88、90、101～103	31	6	溪 間 工	
胎内市	4～14、25、27、30～32	16	10	溪 間 工 山 腹 工	
五泉市	287～289、321、322	5	3	溪 間 工 山 腹 工	
阿賀野市	105、106、109、111～113、116、 117～121	12	3	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
阿賀町	201～204、207、208、210～212、 216～227、239、240、250～253、 255～258、260、261、266、 277～280	38	18	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
村上市	1005～1007、1009～1012、1021～ 1023、1025、1037、1038、1045、 1048、1053、1059、1065、1072、 1079、1083～1085、1122、1124～ 1140、1144～1150、1152、1214～ 1218、1221～1224、1230、1235、 1236、1302～1307、1362、1364～ 1366、1409、1411～1416	78	78	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
関川村	1308、1309、1313、1315、1317、 1318、1333～1339、1341、1349～ 1355、1357～1360、1367～1375、 1377～1379、1381、1383、1389～ 1393、1395、1397、1398、1400、 1402、1406、1425	51	51	溪 間 工 山 腹 工 地 下 水 排 除 工 本 数 調 整 伐	
合 計		231	169		